

令和2年第5回（9月）議会定例会会議録

招集年月日	令和2年9月16日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和2年9月16日 午前10時00分		
閉議宣告日時	令和2年9月16日 午前10時41分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 吉岡友次 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和2年第5回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和2年9月16日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第40号から議案第56号 (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 苗代 実

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 苗代 実

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

5番、山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、2点について分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は「空き家バンク制度の推進策」についてお尋ねします。

空き家については、本来、中古住宅として流通させ、住宅として再利用されることが望ましいのは言うまでもありません。

しかしながら、再利用が可能な空き家でも、空き家の所有者に何らかの動機付け・きっかけがなければ、老朽化が進み再利用が困難になります。

また地域のコミュニティスペース等に改修して再利用される場合もあるようですが、こうした需要は限られています。

更に再利用が見込めない老朽空き家は、円滑な流通や解体等を促すためにも、空き家解体補助制度の利用を促進し、更地化への推進が必要と考えます。

そこで空き家の所有者に対し、今後空き家をどうしたいのか、どうするつもりなのかの思いを確認する意向調査や、これと併せて所有者に対し「川北町空き家バンク制度」と「川北町空き家等解体工事費補助制度」の確実な周知が必要と考えます。

個別事情は別にして、空き家になっても、買い手や借手を募集するわけでもなく、そのまま置かれている状態の空き家が増えているのではないかと。

空き家については負のイメージですが、元々、その家にはそれぞれ関係する人達の思いが詰まっています。これまで繋がりのあった人達とは、その家を起点とした繋がりで、その起点を無くすことにもなりかねませんが、地域づくりのために少しずつですが、着実に進めていかなければなりません。

その点をも踏まえた上で、お尋ねします。「空き家対策」として、所有者への意向調査や所有者に対する空き家等解体工事費補助制度のPR等、「空き家バンク制度の推進策」について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

土木課長、山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

現在空き家棟数は、年々増加の一途を辿り、全国に約850万戸、空き家率13.6%、県内では約78,000戸で14.5%となっております。

町内では各地区への実態調査により現状を把握し、16地区で住宅等77棟、空き家

率は、約 4.5%と県下で一番低い水準で推移しています。

しかしながら空き家への対策は喫緊の問題であり、これまでの定期的な実態調査に加え、平成 29 年に空き家バンクの設置、各関係機関との協定締結、また昨年度より空き家等解体事業補助金制度を創設したところでございます。

次に、空き家バンクの現状ですが、県内 19 市町を含め、全国で 1,261 の自治体に設置され、その内空き家バンクの登録件数については、全国で 10,510 棟、率にしてわずか 0.1%と全体に占める割合は低くなっており、町内に対象物件はありません。

登録が進まない要因としては、所有者が県内外に離れて居住しており、定期的な維持管理が難しいことや、売買物件とするための条件整備に多額の費用が生じるなど、諸問題が多く進まないと考えられます。また、解体撤去につきましては、費用が高額になることや更地にした場合、固定資産税の特例から除外されるなど問題があるのが実状であります。

こうした中、昨年 5 件、本年も既に 2 件が解体され、新たな住宅建設に繋がっています。

今後の空き家対策の推進については、所有者及び管理者に対して、適正な維持管理を依頼するとともに、空き家バンク制度・解体等事業補助金制度について、周知を行い、更には将来的な高齢化社会を見据え、様々な視点から施策を検討して参ります。

◇5 番 山村秀俊
議長、5 番

◇議長 苗代 実

5 番、山村秀俊君。

◇5 番 山村秀俊

2 点目は「納期前納付報奨金制度の見直し」についてお尋ねします。

まずこの制度は、住民税・固定資産税の 2 つの税について、年 4 回の納期毎の納税に対し、第 1 回目の納期限までに全期税額を一括して納税すると報奨金が交付される制度で、令和 2 年度町の交付予算額は、2,550 万円です。

この制度の利点としては、納税意識の高揚や予算執行上、早期に予算額の確保が期待できること。また第 1 期の収納で全期税額が処理できれば、第 2 期以降の債権管理の事務量が削減できることです。

しかしながら過去に導入されたこの制度も、現金納付から振替納税の普及・拡大へと移行し、税収の早期確保や自主納税意識の定着等により、当初の目的を既に達成しているのではないかと。

また同じ所得なり課税標準であれば、最終的な税負担も同じであるべきところが、納付方法により、この 2 つの税についてのみ共に期限内納付でありながら負担額が違うのは、今の時代の流れに合わないのではないかと。

これからは納付方法の選択肢のひとつと考えた方がいいように思います。

因みに県内では、川北町以外の市・町では全て廃止されているようです。

そこで、お尋ねします。

「納期前納付報奨金制度の見直し」について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

税務課長、吉岡友次君。

◇税務課長 吉岡友次

はい、議長。

お答え致します。

この制度の趣旨につきましては、戦後の混乱した状況の中、納税意欲を高め税収の早期確保と収納事務の簡素化を図ることを目的として、町民税及び固定資産税を対象に創設されたものでございます。

しかしながら、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の普及など納税に対する意識も浸透して参りました。

また給与所得者や年金受給者など町民税を特別徴収され、当該制度を利用できない人との不公平感が生じていることから、多くの自治体がこの制度を廃止していることは、ご指摘のとおりであります。

一方で、納期前に全額納付を選択するのは利便性の面だけではなく、税負担を少しでも和らげたいとの思いからであります。

現下の新型コロナウイルスの影響で、国や自治体において納税の猶予や減税、免税措置が講じられている中で、この制度も所謂、減税制度と同等に考えられることから、将来的な見直しについては、状況を見極めながら慎重に判断して参ります。

◇議長 苗代 実

6番、西田時雄君。

◇6番 西田時雄

はい、議長。

9月議会定例会において一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式によ

り質問いたします。

はじめに「町内巡回バス運行について」について質問します。

昨年の9月議会定例会一般質問において、町内の巡回バスについて、管理運営や費用の負担が大きく町単独での実施が難しいのであれば、白山市が運営しているコミュニティバス路線を川北町まで延伸してもらうのも選択肢の一つではないかと質問したのに対し、町当局の回答は「前向きに検討していきたい」とのことでした。

高齢者の日常生活の維持と利便性向上に向けて、町内巡回バスは必要不可欠と考えています。

その後、町として何か進展はあったのか。またどのようなお考えなのか、再度町当局にお伺い致します。

◇議長 苗代 実

町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

昨年9月議会定例会で議員ご提案のもとに、近隣のコミュニティバス路線の延伸等について検討、そして協議を行って参りました。しかし結果、ルートの設定やダイヤの見直しが難しいことなど、調整がつかないのが現状であります。

しかしながら、ご指摘の通り高齢者や免許返納者など、移動が不便、あるいは困難な方々の生活支援は大きな課題となっております。

町と致しましては、現在高齢者をはじめ、障害を持つ方、妊婦の方などを対象とし、

日常生活の維持と安全性、更には利便性向上の観点より、買い物施設や公共施設、金融機関等を目的地とした「乗り合い型」の「町内巡回バス」を検討している所であります。

また、通院など町外への移動につきましては、「タクシー初乗り運賃を助成する事業」も併せて計画をしており、試行期間も含めまして、来年度より実施する予定と致しております。

町内移動は「巡回バス」を活用して頂き、町外へは「タクシー」を利用して頂きながら、安心して生活が出来る環境づくりに取り組んで参りたいと考えております。

◇6番 西田時雄

議長、6番

◇議長 苗代 実

6番、西田時雄君。

◇6番 西田時雄

2点目は「マイナンバーカード交付促進策について」質問します。

平成28年1月から各自治体の窓口において、マイナンバーカードの交付が開始されました。

あれから4年半が経過した令和2年7月1日現在のマイナンバーカードの交付率は、全国平均が17.5%、石川県が14%、川北町では16.4%となっており、これは県内で3番目に高い数値になっています。

また町の方ではマイナンバーカードの交付・申請手続きの利便性及び交付率の向上を図るため、月1回日曜日に休日開庁も行っています。しかし、交付率が低いのが現状です。

そこで、現在加賀市ではマイナンバーカード交付促進策として、「つくるなら今」と題してマイナンバーカードを申請された方に1人につき5,000円分の「かが応援商品券」を配るキャンペーンを実施しています。

また総務省が9月から実施しているマイナポイント制度、上限5,000円分のポイントと合わせる事により、一層の交付促進につながると考えています。

今後、デジタル化が進みマイナンバーカードは、色々な手続きやキャッシュレス化にも利用され、益々利便性が高くなると思います。川北町でもマイナンバーカードの交付率を上げるためには、マイナポイント制度の周知や、加賀市のように商品券を配るような何か工夫をする事が重要と考えます。そこで、町当局の考えをお伺いします。

◇議長 苗代 実

住民課長、大山恭功君。

◇住民課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

マイナンバー制度は国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する重要な社会インフラです。

これらの機能を十分発揮させるため、マイナンバーカードの普及が不可欠ではありますが、国全体の交付率は、依然として低い状態が続いています。

これはマイナンバーカードの利用する場面が限定的で、取得する必要性を感じない人が多いことが考えられます。

しかしながらマイナポイント事業により、

今年の6月以降、本町における交付申請者は大きく増加しており、8月23日に実施した日曜日の臨時開庁の際は、1日で65名もの利用がありました。

また9月6日現在の本町の交付率は、県内一の20.76%。申請率は県内2番目の25.0%となっています。

今後、令和3年3月からのマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになるなど利用範囲が広がっていきます。

町と致しましても引き続き、利便性の向上を図るため、毎月1回日曜日の臨時窓口の開庁や、無料の写真撮影サービスの実施、マイナポイントの設定支援などに取り組むと共にマイナンバーカードを多くの方が、取得されるよう各種媒体を通じて、周知に努めて参りたいと考えています。

また、現在実施中の町立図書館の電算化に併せて、マイナンバーカードを図書館利用カードとして利用できるようにするなどの、町独自の活用策についても今後検討して参ります。

◇議長 苗代 実

7番、田中秀夫君。

◇7番 田中秀夫

はい、議長。

新型コロナウイルスの猛威がなかなか終息しそうにないそんな中、今日菅政権が発足するようでございます。一刻も早くこのコロナ禍が終息するように、全力をあげて頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、議会定例会において一般質問の機会をいただきましたので、次の点につ

いて質問致します。

「川北町土地改良区の今後のあり方」についてであります。

農業用の用排水路や農地の整備、いわゆる土地改良事業を目的とした「土地改良法」が、昭和24年に制定されました。

わが川北町では、昭和28年3月17日に「川北村土地改良区」として設立されました。以来67年の永きにわたり、区画整理や、それに伴う客土などの土壌改良、また用排水路や農道が整備され、わが町の農家の生活環境を向上させ、農業の近代化に大いに貢献してきたのではないかと思います。

しかしながら平成28年10月の借入金償還を最後に、現在は年1回の総代会を開催するのみとなっております。

また平成30年に行われた土地改良法の一部改正では、主に組合員資格、理事の資格要件、総代会制度、農業用水の配分方法、財務会計などが改正施行されたと聞いております。

ここで特に問題となるのは、財務会計において会計システムの導入や員外監事の選任とそれに伴う費用の負担が、非常に大きくなるという事です。

今後の大型圃場整備等の事業計画がなく、かつ賦課金も徴収されていない現状ですと、今後更なる維持費用の増大を伴ってまで組織の存続を図るというのは、結果的に町の負担が増えることとなり、そろそろ組織の在り方を考える時期に来ているのではないかと思います。

そこで組織の解散も含め、「土地改良区の今後の在り方」について、町当局のお考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実
町長、前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄
はい、議長。

お答え致します。

ご指摘のとおりこの「土地改良区」というのは、昭和 24 年 6 月に制定されました、所謂土地改良事業を実施することを目的として設立された法人でご座居ます。

川北町では、今から 67 年前、昭和 28 年 3 月 17 日に現在の「土地改良区」が設立され、昭和 38 年 1 月より中島地区・下田子島地区圃場整備事業の着手を皮切りに、中部地区・西部地区・そして東部地区県営圃場整備事業を最後に、町内の大型圃場整備事業が完了しており、今日の町の農業基盤整備に大きく寄与して参りました。

その後、各圃場整備事業に伴う財産管理と借入金償還のために組織を存続して参りましたが、ご指摘のとおり借入金償還につきましては、平成 28 年 10 月を以って完済を致しております。

現在の「川北町土地改良区」の組合員数ですが、令和元年度末時点で 814 名であり、うち理事が 9 名と監事 2 名の役員と各地区から選出されました 30 名の総代により構成されております。

またその主な業務と致しましては、農地の転用決裁金の徴収となっており、ご指摘の通り、借入金完済時から現在までは、財産管理業務と年に一度の役員会、総代会を開催している現状でご座居ます。

そして今回の土地改良法改正に伴い、決算関係書類の作成と公表、員外監事の導入、これは令和 4 年度会計からになります、

このことに伴い、新たな事務経費負担も加わることとなります。

それら諸状況を踏まえ、組織存続につきましては、新たな圃場整備事業も予定されていませんし、今後の農業施策を精査しながら、その解散も選択肢の一つとして、役員や総代間で十分に協議・検討して参りたいと考えております。

◇議長 苗代 実

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 苗代 実

日程第 2 議案第 40 号から議案第 56 号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長、井波秀俊君。

◇総務産業常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 48 号「令和 2 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分」、

この中で、地域応援商品券支給事業費補助金の内容。地元商店や企業への貢献度合いの調査の実施。公共施設自動水栓整備工事内容等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について等質疑が行われ審査されました。

議案第 49 号「令和 2 年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算」について、

議案第 51 号「川北町議会議員選挙及び川北町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」、

議案第 56 号「南加賀広域圏事務組合規約の変更について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

教育民生常任委員長、山村秀俊君。

◇教育民生常任委員長 山村秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果を報告致します。

議案第 48 号「令和 2 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 50 号「令和 2 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算」、

議案第 52 号「川北町印鑑条例の一部を改正する条例について」、

議案第 53 号「川北町乳幼児・児童・生徒等及び重度心身障害者医療給与金支給条例の一部を改正する条例について」、

議案第 54 号「川北町精神障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 55 号「川北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

予算決算特別委員長、坂井 毅君。

◇予算決算特別委員長 坂井 毅

はい、議長。

予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 40 号「令和元年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 41 号「令和元年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 42 号「令和元年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 43 号「令和元年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 44 号「令和元年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 45 号「令和元年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 46 号「令和元年度川北町後期高齢者医特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 47 号「令和元年度川北町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

これで、常任委員長及び予算決算特別委

員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑、討論、採決》

◇議長 苗代 実

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第40号から議案第56号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第40号から議案第56号までは、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第40号から議案第56号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議、閉会》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和2年第5回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前10時41分)